平成 26 年 4 月 30 日

知的財産戦略推進事務局御中

長澤健一

知的財産推進計画 2014 策定に向けて

「知的財産推進計画 2014」の策定に向けた意見募集が 4月 28 日から開始され、「知的財産政策ビジョン」に基づき策定された「知的財産推進計画 2013」の施策の中から職務発明制度の見直し、営業秘密保護の強化など 5 分野を「知的財産推進計画 2014」において重点施策として選定し、一層の推進を図ることとされているようですが、「特許権の権利行使の在り方」につきましても、これらと同様あるいはそれ以上に、我が国の産業競争力を左右する重要なテーマであると考えますので、重点施策として選定すべきと考えます。以下に意見を述べさせていただきます。

(意見)

特許制度創設の本来の趣旨は、特許法第1条にあるように、「産業の振興と発展に寄与」 せんとするものである。更に詳しく述べると、研究開発投資を行い、それを促進し、新し い画期的な技術等の研究開発成果を産み出したものがビジネス上の優位を確保し、そのビ ジネスから産み出された資本を更なる研究開発投資に向けさせるという、正の循環を期待 するものである。

しかしながら、情報通信技術 (ICT) の発展により1つの製品に必要とする特許数が飛躍的に増大している。また、それはソフトウェア、国際標準規格、ユーザーインターフェース等に係る特許が多く含まれているためであることは周知の通りである。これらの特許の中には、膨大な研究開発投資を伴わず特許権を獲得できる技術分野が存在することもあり、特許制度の本来の趣旨と、現実の研究開発やその成果としての技術、それを用いたビジネスの現状とには歪みが生じている。

その歪みにより生じている問題の一つとして、標準必須特許の権利行使の在り方がある。 とりわけ、標準必須特許の権利行使の在り方の問題は、エレクトロニクス業界の情報通信 技術において顕著である。例えば、携帯電話端末等の1つの製品に使用されているすべて の特許の数は1万件を下らず、製品に必要不可欠な標準技術を構成する標準必須特許(S EP)を例にとっても、単一の標準技術についてSEPの数が数千件にのぼることもある。 このように1つの製品に1万件を超える特許権が存在し、それらの一つ一つによって差止 請求権が行使されれば、標準技術の普及は大きく阻害され、かえって経済活動が妨げられ てしまう。 現在、アップル、サムスンなどの巨大企業が市場での覇権をかけて世界をまたにかけて 知財訴訟合戦を行っており、それら知財訴訟の中で、標準技術の普及と研究開発投資の回 収とのバランス等の問題として大きく議論されている。我が国も例外ではなく、同様の争 点をめぐって知財高裁に大合議事件が係属している¹。

また、欧米企業は、情報通信技術によってプラットフォームを構築し、このプラットフォームに製品を準拠せざるを得ない状況を創り出すことで(準拠しない製品の魅力は失われ、市場から駆逐されてしまう。)、エレクトロニクス市場で覇権を握ることに成功している。我が国の「モノつくり産業」が、こうした欧米のプラットフォーム企業の他、市場の覇権を虎視眈々と狙うクラウドプロバイダ、チップ/モジュールベンダ、ネットワークベンダ、Eコマースベンダ等との熾烈な利益の奪い合いに勝ち抜いていくためには(敗れればさらに雇用が失われてしまう。)、標準技術の普及と研究開発投資の回収とのバランスが維持された、公平な競争環境の整備が不可欠である。

こうした問題は対岸の火事ではない。アップル・サムスン事件のような標準必須特許、 ソフトウェア特許、ユーザーインターフェース特許をめぐる法廷での争いは氷山の一角で あり、既に、多くの日本企業が水面下ではその争いに巻き込まれている筈である。また、 情報通信技術は、白物家電、自動車、住宅、エネルギー等の公共インフラなどの分野にも 次第に、確実に浸透しており、対策を講じなければ、我が国の産業全体に影響を及ぼすよ うになることは自明である。

知的財産高等裁判所に係属しているアップル・サムスン大合議事件の現在の状況であるが、訴訟の争点について²、一般から情報又は意見の提供を求める我が国初の試みがなされた。新聞報道によると、3月31日の口頭弁論において、日本と欧米計8カ国から50件を超える意見が寄せられたようである。短期間に内外から提出されたこの意見数は、如何にこの特許権の権利行使の在り方の問題が世界的に重要な主題であるかを示している。本大合議事件は5月16日に判決言い渡しが予定されており、標準必須特許の権利行使の在り方について、何らかの考え方が示されるものと期待されている。

上記した状況や知財高裁判決の内容などを踏まえて、我が国として標準必須特許の権利 行使の在り方のあるべき姿について、標準技術の普及と研究開発投資の回収とのバランス 等の観点からさらに検討し、少なくとも差止請求を制限する場合があるという明確な示唆 を法律上設ける等、公平な競争環境の整備を押し進めるべきである。

一方、標準必須特許の権利行使の在り方とは別に、特許法の歪みにより生じている問題

¹ アップル・サムスン大合議事件 (知的財産高等裁判所平成 25 年 (ネ) 第 10043 号事件 (原 審・東京地方裁判所平成 23 年 (ワ) 第 38969 号))

² 標準化機関において定められた標準規格に必須となる特許についていわゆる (F) RAN D宣言 ((Fair,) Reasonable and Non-Discriminatory な条件で実施許諾を行うとの宣言)がされた場合の当該特許による差止請求権及び損害賠償請求権の行使に何らかの制限があるか。

の一つとして、Patent Assertion Entity (PAE) による権利行使の在り方がある。米国では、自ら研究開発投資をしているわけでもない企業が、第三者から特許権を購入し、研究開発を行っている企業やその研究開発成果を用いた事業を行っている企業に対して高額の和解金目当てに権利行使するといった問題が生じている。そうして得た収入のほとんどは売却した企業ではなく、PAE 若しくはその代理人の収入となり、次の研究開発投資に活かされることはまずないと考えられる。しかも、PAE は、ものづくり等の事業を行っていないため、実事業を行っている企業に対して非常に強い立場で交渉することができ、企業は高額の和解金や損害賠償金の支払を余儀なくされる傾向がある。 我が国でも、PAE によって日本企業が訴えられた事例がある³。

さらに近年、米国では、専門の知的財産部門を有さず、訴訟遂行能力に乏しいエンドユーザ、ディラー、リテイラー等までもが被告として訴えられており、特許権の不適切な権利行使が米国の経済活動を阻害する事態にまで至っている。こうした事態を憂慮して、オバマ政権は 2013 年 6 月 4 日に「White House Task Force on High-Tech Patent Issue」と題した声明を出し、PAE による特許の行き過ぎた活用に対してブレーキをかけることで、米国内の事業が徒に阻害されないように施策を打っている。

オバマ政権の施策によって、米国での PAE 訴訟問題は収束に向かうのかもしれないが、 米国市場を失った PAE が次なる市場を求めて、欧州統一特許裁判所が新たに設立されることでフォーラムショッピングが容易4となる欧州や、米国、中国に次いで GDP 第 3 位の我が国において、訴訟を頻発してくるおそれがある。

また、米国市場を失った米国の PAE が、所有するファミリー特許を国毎に異なるエンティティにばら売りするおそれもあり、同じ発明によって複数の権利者から権利行使を受ける事態となれば混乱は現在以上に深刻となる。

また、欧州では、PAEが、米国に倣ってエンドユーザ、ディラー、リテイラーを警告し、 ライセンス料を取ろうとする活動も報告されている。

上記した状況などを踏まえて、PAE による高額の金銭目当ての特許権の不適切な権利行使によって、却って我が国の経済活動が阻害される事態にまで至ってしまう前に、PAE による権利行使の在り方について法的に制限を設けるよう、対策を講じるべきである。

以上述べたように、標準必須特許の権利行使、PAE による権利行使の双方について、研究開発に多大な投資を行っている企業の研究開発へのインセンティブを失わせることのないような制度の在り方を法制度の整備含めて検討し、知的財産によって真に研究開発の投資回収サイクルが支えられることで、グローバル市場において技術競争を勝ち抜いていけ

³ 東京地裁平成 21 年 (ワ) 08390 号、東京地裁平成 21 年 (ワ) 第 17937 号、東京地裁平成 23 年 (ワ) 第 27102 号

⁴ 欧州域内のどの侵害国の統一特許裁判所でも訴えを提起することができ、一旦判決が下されれば、判決の効力は当該統一特許裁判所が所在する国だけでなく欧州全域に及ぶため、権利者が自己に有利な判断を下だす裁判所を選択できるという意味で、訴えやすい環境が欧州地域に創出されるものと予想される。

以上